

## 通所介護・介護予防通所介護契約書

社会福祉法人至誠学舎東京 吉祥寺ナーシングホームデイサービスセンター（第4版 2007.5.1）

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」といいます。）と吉祥寺ナーシングホームデイサービスセンター（以下「事業者」といいます。）とは、事業者が、利用者に対して行う、通所介護、介護予防通所介護、（以下「通所介護等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法及び関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護等のサービスを提供することを目的とし、利用者は、事業者に対し、そのサービスについての料金を支払うものとし、

### 第2条（契約期間）

この契約の期間は、平成 年 月 日より、利用者の、要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の2日前までに、利用者より事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（通所介護計画・介護予防通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況と希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」に沿って、「通所介護計画」、又は、「介護予防通所介護計画」（以下「通所介護計画等」といいます。）を作成します。事業者は、この「通所介護計画等」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

### 第4条（サービスの提供の記録）

事業者は、通所介護等の利用状況、実施内容などのサービス提供を記録し、必要な場合は、家族と連絡を取ります。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

### 第5条（料金）

利用者は、サービスの対価として、「契約書別紙」に定める、利用単位毎の料金を基に計算された、月ごとの利用料金の合計額を、事業者に支払います。

- 2 料金の支払い方法は、原則として、預金口座自動引落とし方式とします。但し、特別な事由のある方は、ご相談させていただきます。

### 第6条（サービスの中止）

利用者は、健康上の理由やその他の事由により、サービスの中止を申し入れることができます。但し、次のとおり連絡していただきます。尚、キャンセル料は発生いたしません。